

岡山学院大学岡山短期大学における競争的資金に係る間接経費の取扱いについて

平成 28 年 3 月 2 日理事会制定

1. 目的

この取扱いは「競争的資金の間接経費の執行に係る共通方針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（以下、共通指針と言う）に基づき、岡山学院大学及び岡山短期大学（以下、本学という。）における競争的資金に係る間接経費の取扱いについて必要事項を定める。

2. 定義

間接経費とは、直接経費に対して一定比率により手当され競争的資金による研究の実施に伴う本学の管理に使用できる経費をいう。

3. 使途の方針

間接経費は次の事業に充てるものとし、具体的使途は【別表 1】のとおりとする。

- (1) 本学の研究開発環境の改善事業
- (2) 本学全体の研究機能向上事業
- (3) 競争的資金による研究実施に伴い必要となる管理等経費

4. 研究者の転出に伴う返還

未使用額がある場合に限り返還することがある。
ただし、当該競争的資金拠出元の機関による特別な定めがある場合は、その定め
に準拠することとする。

5. 実績報告

毎年度の使用実績に応じて、当該競争的資金拠出元の機関に、定められた期日
までに報告する。

6. 執行及び管理

学長の責任の下で計画的適正に執行すると共に、使途の透明性を確保する。

7. 取扱いの変更

関係府省より共通指針等に見直しがあった場合には、本取扱いも随時見直すこ
ととする。

以上

【別表 1】

間接経費の主な使途の例示

本学において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とする。

(1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

(2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の促進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究棟の整備

(キ) 実験動物管理施設の整備

(ク) 設備の整備、維持及び運営経費

(サ) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(シ) 図書館の整備、維持及び運営経費

など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

(ス) 研究成果展開事業に係る経費

(セ) 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や、本学の機能向上に活用するために必要となる経費などで、学長が必要な経費と判断した場合、執行することがある。

ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とする。